

高額療養費の区分

区分		一部負担金割合	限度額適用認定証 又は 標準負担額減額認定証		自己負担限度額 (ひと月当たり)	レセプトの記載 (①～⑤については、記載例あり)			
			窓口の 提示	適用 区分		「一部負担金」欄		「摘要」欄	「特記事項」 欄
						記載が必要な時	記載		
70歳未満	年収 約1,160万円～	3割	必要	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回該当の場合:140,100円 ※1)	左記の自己負担 限度額に達した時	窓口で受領した 一部負担金の額		26区 ア
	年収 約770～1,160万円			イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回該当の場合:93,000円 ※1)	〃	〃		27区 イ
	年収 約370～770万円			ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回該当の場合:44,400円 ※1)	〃	〃		28区 ウ
	年収 ～約370万円			エ	57,600円 (多数回該当の場合:44,400円 ※1)	〃	〃		29区 エ
	住民税非課税者			オ	35,400円 (多数回該当の場合:24,600円 ※1)	〃	〃		30区 オ
70～74歳	現役並み (年収約370万円～)	3割			57,600円	〃	〃		
	昭和19年 4月2日 以降の 生まれの方	2割	必要		14,000円 (年間上限144,000円※2)	〃 ※3	〃 ①		
				I	8,000円	〃	〃	低所得I	
	昭和19年 4月1日 までの 生まれの方	1割	必要	II	8,000円	〃	〃	低所得II	
					14,000円 (年間上限144,000円※2)	7,000円を超えた時 ※3	〃 ②③		
				I	8,000円	4,000円を超えた時	〃 ④⑤	低所得I	
75歳以上	現役並み	3割			57,600円	左記の自己負担 限度額に達した時	〃		
	一般	1割	必要		14,000円 (年間上限144,000円※2)	〃	〃		
	低所得I			I	8,000円	〃	〃	低所得I	
	低所得II			II	8,000円	〃	〃	低所得II	

※1：対象診療月を含め1年以内に3回高額療養費に該当した場合、4回目以降の限度額が引き下がる。例えば、2014年2月～12月に3回高額療養費を支給した場合は、2015年1月分は多数回該当となる。

※2：ひと月あたりとは別に、2017年8月～2018年7月の合計額について上限額が設けられ、144,000円が上限となる。

※3：2017年8月～2018年7月の合計額が、上限額の144,000円に達しない場合。

<レセプトの記載の例>

①70～74 歳・一般・2割負担・7,100 点の場合（認定証の提示不要）

摘要		公費分	請求	点	合計	7,100	点
		点数	決定	※			
		患者負担額 (公費)			円	決定	
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	14,000	円

②70～74 歳・一般・1割負担・7,100 点の場合（認定証の提示不要）※自己負担限度額の14,000円に達するまで、一部負担金を受領する。

摘要		公費分	請求	点	合計	7,100	点
		点数	決定	※			
		患者負担額 (公費)			円	決定	
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	7,100	円

③70～74 歳・一般・1割負担・14,100 点の場合（認定証の提示不要）

摘要		公費分	請求	点	合計	14,100	点
		点数	決定	※			
		患者負担額 (公費)			円	決定	
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	14,000	円

④70～74 歳・低所得 I ・1割負担・4,100 点の場合（認定証の提示不要）※自己負担限度額の8,000円に達するまで、一部負担金を受領する。

摘要	低所得 I	公費分	請求	点	合計	4,100	点
		点数	決定	※			
		患者負担額 (公費)			円	決定	
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	4,100	円

⑤70～74 歳・低所得 I ・1割負担・8,100 点の場合（認定証の提示不要）

摘要	低所得 I	公費分	請求	点	合計	8,100	点
		点数	決定	※			
		患者負担額 (公費)			円	決定	
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	8,000	円